

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の健全性、透明性を十分に認識し実践するとともに、企業価値を継続的に向上させていくことが企業経営の目的と認識しております。この目的を達成するためには、コーポレートガバナンスの充実を経営における最重要課題とし、経営組織の整備や経営監視機能の強化に鋭意取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 20%以上30%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	17,842,000	7.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,792,000	7.02
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,958,779	3.54
三菱商事株式会社	6,748,990	3.00
三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	6,639,000	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(三菱化学株式会社退職給付信託口)	5,900,000	2.62
ドイッチェバンク アーゲー フランクフルト(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	4,504,000	2.00
野村信託銀行株式会社(投信口)	4,323,000	1.92
BNPパリバ証券株式会社	4,092,000	1.82
東京海上日動火災保険株式会社	4,044,936	1.80

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

上記は、2014年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

また、当社は自己株式11,714,530株を保有しております。

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、2014年4月21日付の変更報告書の写しの送付があり、2014年4月14日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は、株主名簿に基づいて記載しております。

(氏名又は名称)	(住所)	(保有株券等の数(株))	(株券等保有割合(%))
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	7,958,779	3.54
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	10,658,000	4.74
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,253,000	1.00
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,395,881	0.62

三井住友信託銀行株式会社から、2014年11月20日付の変更報告書の写しの送付があり、2014年11月14日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は、株主名簿に基づいて記載しております。

(氏名又は名称)	(住所)	(保有株券等の数(株))	(株券等保有割合(%))
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	4,191,000	1.86
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	1,034,000	0.46
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	3,671,000	1.63

野村證券株式会社から、2015年1月9日付の変更報告書の写しの送付があり、2014年12月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は、株主名簿に基づいて記載しております。

(氏名又は名称)	(住所)	(保有株券等の数(株))	(株券等保有割合(%))
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	377,026	0.17

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
渡辺 政宏	公認会計士								△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 政宏	○	当社の会計監査を行っている有限責任監査法人トーマツの出身(2010年12月まで)であります。 当社は会計監査業務等の報酬として同監査法人へ年間60百万円(2014年12月期実績)を支払っております。	公認会計士としての専門知識と豊富な経験等を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した立場で経営の監督機能を果たしていただいております。 また、株式会社東京証券取引所が定める「独立性の基準及び開示加重要件」のいずれの事項にも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし
---	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人との間で監査計画を協議し、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うほか、監査の経過と結果の報告や説明を受けるなど、緊密な連携を図っております。

監査役は内部監査部門(監査室)と必要に応じて会合を開き、内部監査結果や指摘、提言事項について相互に検討、意見交換するなど、密接な情報交換を図っております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 隆一	他の会社の出身者										△			
笹尾 誠一郎	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 隆一	○	当社の取引先である三菱化学株式会社出身(2008年3月まで)であります。当社は、同社と原材料購入及び製品販売を行っておりますが、当社の取引全体に占める割合は僅少なものです。	製造業上場会社における豊富な経営経験及び知見を活かして、当社の事業全般の監査に寄与していただいております。また、株式会社東京証券取引所が定める「独立性の基準及び開示加重要件」のいずれの事項にも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
笹尾 誠一郎	○	2009年3月まで当社の取引銀行である三菱UFJ信託銀行株式会社の業務執行者として勤務しておりました。なお、当社は同社に対し、3,761百万円(2014年12月末現在)を借り入れております。	信託銀行及びその関連会社における業務、経営経験を活かして、当社の事業全般の監査に寄与していただいております。当社は複数の金融機関と取引がありますが、三菱UFJ信託銀行株式会社に対する借入の総資産に占める比率は2.4%(2014年12月末時点)と依存度は低く、また同社の当社に対する持株比率も3.11%(2014年12月末時点)であり、当社への影響度も希薄であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

2006年、年功的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労金相当額を業績連動型報酬に組み入れることとしました。併せて、組み入れる報酬の一部を拠出して当社株式購入を行うこととしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

該当事項は特にありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2006年、当社は年功的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労金相当額を業績連動型報酬に組み入れることとしました。報酬額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、業績、株主貢献、従業員賞与等を勘案して、内規に定める時期、算出方法に従い支給することを方針としています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては会社に著しい損害を与える恐れのある重要事項を取締役から直ちに報告するほか、取締役会開催にあたり、秘書室は開催通知や資料の配布を行い、取締役が必要に応じ取締役会付議事項について事前説明する体制となっております。なお、非常勤社外監査役は、各種委員会や社内会議に出席している常勤監査役から、監査役会等を通じて各種方針や情報の報告を受ける体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

<業務執行>

当社は、取締役8名(うち1名は社外取締役)からなる取締役会において経営の基本方針を決定しております。取締役会は、経営戦略についての意思決定機関であるとの明確な位置づけの下に運営し、原則として月1回、必要に応じて随時開催し、法令で定められた事項や重要事項の決定を行い、業務執行状況の報告を受けております。

当社では、1999年3月に執行役員制を導入し、取締役会において選任された代表取締役社長執行役員以下10名の執行役員(内6名は取締役が兼務)が業務執行を分担し、業務執行の迅速化と責任の明確化を図っております。

また、取締役・業務担当執行役員で構成する経営会議を原則として月1回開催し、経営に関する重要事項を審議しております。

<監査・監督>

当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は4名で構成され、内2名は社外監査役であります。監査役は、独自の判断に基づく厳正な業務執行監査を行い、また、取締役会や経営会議その他重要な会議に出席し、取締役の意思決定、業務執行に関する提言や助言を行っております。監査役会を原則として月1回、必要に応じて随時開催しております。

監査役は、監査役会で定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役や執行役員等からその職務の執行状況を聴取するほか、重要な決裁書類を閲覧しております。直前の事業年度においては、監査役会は14回開催しました。また、本社や事業場において、業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求め、取締役や執行役員の職務執行を厳正に監査しております。

なお、監査役の寒川恒久氏は当社の経理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針、その取組みの状況及びその結果について報告を受けております。また、監査役会を通じて他監査役と連携し、「機関構成・組織運営等に係る事項 監査役関係（監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況）」に記載のとおり、内部監査及び会計監査との相互連携や内部統制を所管する部署との関係等を通じて、多角的な視点からの監査を実施しております。

当社は、内部監査部門として「監査室」を設置し、現在3名で運営しております。監査室は、当社及びグループ各社の業務に関する内部監査等を通じて内部統制の改善強化に努めております。指摘事項の改善状況については、監査後のフォローアップを徹底しております。また、監査結果は代表取締役社長に報告しております。

会計監査人の監査については、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査人は独立の第三者の立場から財務諸表監査を実施し、当社は監査結果を受けて、内部統制等の検討課題等について適宜意見交換し、指摘事項等の改善を実施しております。なお、当社は会計監査人に対し情報やデータを提供し、迅速かつ正確な監査が実施できるような環境を整えております。

なお、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。直前の事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名： 指定有限責任社員 業務執行社員 矢野浩一、山口更織
監査業務に係る補助者の構成： 公認会計士7名、その他10名

当社は、2007年3月に社外取締役を1名選任し、経営の監督とチェック機能の強化を図っています。社外取締役は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針、その取組みの状況及びその結果について報告を受けております。

<責任限定契約の内容の概要>

当社と社外取締役の渡辺政宏氏及び社外監査役の佐藤隆一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業統治は、現行の監査役制度を通じて、経営陣から一定の距離にある社外監査役を含む各監査役が取締役会や経営会議その他重要な会議に出席し、経営陣に対し客観的評価に基づく発言をすることによりその監視、監督の実効性を高めています。当社の事業規模及び組織構造を踏まえた場合、現行の体制は、監査の独立性と企業統治の効率性が十分に担保される体制と考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、株主総会は3月下旬に開催していますが、3月上旬に発送しております。
その他	画像モニター及び報告事項の一部についてナレーションを使用し、株主様にとって分かり易く、かつ、効率的な総会運営を心掛けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示基本方針を定め、ステークホルダーをはじめ広く社会の皆さまに役立つ情報につきましては、当社にとって有利・不利にかかわらず、適切な方法によりできるだけ正確、迅速かつ公平に伝達されるよう配慮しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回(四半期決算、本決算)の開催をしております。 第2四半期と期末の説明会には代表者が出席しております。説明会終了後には、当社ホームページ上に決算説明会資料および必要に応じ補足資料を掲載しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年数回、海外の機関投資家を訪問し、事業及び業績の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載情報としては、代表者による概要説明、決算情報(決算短信)、その他の適時開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、財務情報、決算説明会資料、情報開示基本方針、企業理念・企業倫理綱領、CSR基本方針、環境理念・環境方針、社会・環境報告書が挙げられます。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部を所管部署とし、総務部次長相当以上が広報業務事務連絡責任者を担当しております。経営管理本部担当役員が広報業務担当を務めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念の中で、全てのステークホルダーを尊重し、その信頼を得ることを基本方針として規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境理念、環境方針の下に、環境・防災管理部を主管部署とし、環境・防災対策本部の統括の下に環境保全活動を推進しております。また、法務部を主管部署とし、CSR活動推進会議での審議を通じてCSR活動を展開しております。 また、東海カーボングループの事業活動をCSR(企業の社会的責任)の観点から社会、環境の側面で捉え、その考え方や取組みを「社会・環境報告書」としてまとめ、ステークホルダーの皆様にはわかりやすくお伝えしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムに関する基本的な考え方＞

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について基本方針を以下のとおり定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会において「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」などの基本方針を定め、法令遵守を基本とする職務の執行を徹底する。
 - (2) 法令・定款に従い、取締役会において、重要な業務の執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - (3) 内部監査の実施によりコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。
 - (4) コンプライアンス確保のための教育、監査、指導を実施する。
 - (5) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。
 - (6) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、不当、不法な要求には一切応じない毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 『文書取扱規則』及び『電子情報管理規則』に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録、保存し、管理を行う。
 - (2) 取締役及び監査役が、取締役の職務執行に係る情報の文書等を効率的に閲覧・検索できる体制を整備する。
 - (3) 情報開示は、『情報開示基本方針』に従い、重要な決定を行ったときは、その事実をすみやかに適時適切に開示する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 重大な災害、事故等の不測の事態が発生したときには、『緊急事態発生時の対応指針』に基づき、迅速で適正な危機対応を行う。
 - (2) 業務運営上の損失の危険を回避するため、経理・財務管理、取引先管理、輸出管理、環境・防災管理、品質管理、情報管理及び投資管理等に関連する規程・規則を制定・整備し、適正に運用する。
 - (3) その他潜在的な事業リスクを低減・回避するため、日常的なリスク管理を各担当部署が実施し、その結果を取締役会ほか経営に対して報告し、リスクの把握と改善に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役と執行役の役割等を明確にすることにより、機動的かつ迅速に業務等の執行を推進する。
 - (2) 取締役、社員が共有する全社的な目標として3事業年度を期間とする中期経営計画を策定、具体化するため毎事業年度上半期、下半期の予算を策定し、総合計画会議の場で目標の確認と方針を定める。
 - (3) 月次、四半期、半期、年次ごとの財務報告を作成し、その実績、分析等を取締役会に報告する。
 - (4) 取締役及び業務担当執行役員で構成する経営会議、その他投資委員会、総合計画会議等重要な会議において、重要事項につき審議する。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」、「倫理・コンプライアンス行動基準」を周知徹底する。
 - (2) 法令遵守に関する研修や教育を推進する。
 - (3) 内部監査の適正実施によるコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。
 - (4) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。
 - (5) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、不当、不法な要求には一切応じない毅然とした態度で対応する。
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社のグループ会社は、グループ共通の理念、行動指針に基づき経営され、事業目的の遂行と企業集団としての経営効率化の向上に資するよう『関係会社管理規程』に従い、当社のグループ会社の定期的な計画、財務状況の報告と重要案件の事前報告・協議等を行い、業務の適正を確保する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役から「職務を補助すべき使用人」を置くことを求められた場合、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフの新設及び既設の内部監査の機能強化を検討する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われるための体制
 - (1) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、取締役が直ちに監査役会に報告する。
 - (2) 監査役は、法令に従い取締役会に出席するほか、経営会議、投資委員会等重要な会議に出席し、必要に応じて取締役や使用人からその職務の執行状況を聴取する。
 - (3) 監査役は、稟議書ほか重要な報告書等を閲覧する。
 - (4) 監査役、監査法人及び監査室との間でそれぞれ相互に意思疎通及び情報交換を図る。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、「財務報告に係る内部統制システム基本方針」、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき整備・運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行い、当社及び当社のグループ会社の財務報告の信頼性を確保する。

＜内部統制システムに関する整備状況＞

当社は、「公正な事業活動」を企業行動指針の一つとして定め、全ての役員・社員が遵守すべき行動基準として「企業倫理綱領」を制定し、適法かつ公正な事業活動や日常の業務活動の推進を図るとともに、CSR活動推進会議の重要な取り組みの一つとして、コンプライアンス意識の醸成に努めております。

また、当社は、業務執行にかかる各種社内規定を制定し、職務遂行組織及びその権限と責任を明確にし、適正な業務執行や財務報告の正確性を確保するための体制整備に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、不当、不法な要求には一切応じない毅然とした態度で対応することを基本的な考え方としております。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

(1)企業行動規範等の整備状況

当社は、基本理念・行動指針の下、公正な事業活動の推進のため役員・社員が遵守すべき「企業倫理綱領」において反社会的勢力との対決を定めております。

(2)対応統括部署について

当社では、総務部を反社会的勢力対応の統括部署として、反社会的勢力との取引防止に関する管理等の対応を行っております。

(3)外部の専門機関との連携状況

当社では、定期的な警察署への訪問・連絡等を実施し、緊急時における警察への通報、顧問弁護士等への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携の上、反社会的勢力への対応を行っております。

(4)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社では、「倫理・コンプライアンス行動基準」において、反社会的勢力・団体から接触を受けたとき、トラブルに巻き込まれそうになったときは、個人で対応せず、総務部に報告・相談することを定めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

<当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の非継続(廃止)について>

当社は、2008年2月13日開催の取締役会の決議及び2008年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき導入された「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」の内容を、2011年3月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、一部変更の上、更新しましたが、2014年2月10日開催の取締役会において、同年3月28日開催の定時株主総会終結の時をもって、買収防衛策を継続しないことを決議しました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<適時開示体制の概要>

当社は、適時開示規則及び関連規則並びに金融商品取引法などの関連法令に則り、以下のとおり全ての投資家に対して、適時に適切な情報を開示するように努めております。

1. 適時開示にかかわる担当部署について

適時開示情報の集約・管理は代表取締役社長が任命した情報取扱責任者(経営管理本部長)が行います。また、重要性の判断と情報開示の要否の検討は広報委員会が行います。

(広報委員会の構成メンバー)

委員長: 情報取扱責任者

常任委員: 代表取締役社長、経営戦略本部長、カーボンブラック事業部長、電極事業部長、ファインカーボン事業部長、摩擦材事業部長、開発戦略本部長、総務部長、法務部長、経理部長、常勤監査役

特別委員: 委員長が任命したもの

事務局: 総務部

2. 適時開示にかかわる社内体制と東京証券取引所への適時開示について

本部(経理部門を含む)及び事業部並びに当社グループ会社において適時開示情報が発生した場合、当該情報の主管部である室部長が確認し、速やかに情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は、迅速な開示が必要となる適時開示情報については代表取締役社長に上申し、また、重要性の判断と情報開示の要否の検討が必要な場合には広報委員会で検討・協議の結果、代表取締役社長に上申します。

代表取締役社長による適時開示の決定のあと、法令又は当社定款若しくは当社取締役会規程により取締役会の承認が必要なものは取締役会の承認を得て、情報開示責任者が開示します。なお、迅速な開示が必要となる発生事実や決算情報のうち業績予想修正などについては、代表取締役社長の適時開示の決定のあと、速やかに情報開示責任者が開示します。

コーポレート・ガバナンス体制 模式図

